

第1回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事録

- 日 時 平成23年11月4日（金曜日） 午後2時15分から午後4時15分まで
- 場 所 大阪府庁 新別館北館 多目的ホール
- 出席者 （五十音順） 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

（司会）

ただいまから、第1回大阪府青少年健全育成審議会第4部会を開催させていただきます。本日、ご出席の委員は6名中、5名の出席により、大阪府青少年健全育成審議会規則の規定により、会議は成立しております。

開会にあたり、青少年・地域安全室治安対策課長から挨拶申し上げます。

（事務局）

大阪府青少年健全育成審議会第4部会の開会にあたり、一言あいさつ申し上げます。

大変お忙しい中新たな第4部会の設置ご承諾いただき、誠にありがとうございます。

一重に子どもを守る性犯罪対策と言いましても、被害に遭わない、性犯罪を犯させないという、性犯罪被害の未然防止が一番重要であります。

皆様には、大変ご負担をおかけしますが、それぞれの専門分野から忌たんのない意見をお願いできればと思っております。

大阪府としましては、皆様のご意見を今後の性犯罪対策に活かしていきたいと考えておりますので、積極的なご審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

（司会）

それでは、この後の議事進行について、部会長よろしくお願いたします。

（部会長）

先ほど開催されました、大阪府青少年健全育成審議会におきまして、会長から、当部会の会長に指名されました。よろしくお願いたします。当部会の進め方ですが、「子どもを守るための性犯罪対策について」中の、特に「犯罪行為に至らない程度の行為への対応」「刑期を終了した者に対する対応」について、集中的に各委員からご意見をお伺いしたいと考えております。

最終的には、「第4部会の意見」として、青少年健全育成審議会へ報告したいと考えております。このような進め方でよろしいでしょうか。

（委員）

発言なし（異議なし）

（部会長）

それでは早速ではありますが、本日第1回目の部会ということもございます、個別の検討項目に入る前に、各委員の皆様、それぞれの専門的見地等から、子どもを守るための性犯罪対策全般について、各委員の皆さんに意見をいただけたらと考えております。

それでは順次、忌たんのない意見をいただけたらと思います。

（委員）

私の経歴から申しますと、教育しか知らないとも言えますが、幼稚園から大学まで経験し、すべて知っている、そういう経歴である。

性の問題で、特に中学、高校の校長時代の性の問題というのは、本当に予想を超えるものがあつた。

中学生、高校生の方から出会い系サイトにアクセスする方が多いように感じたこともある。

興味本位を含めてアクセスして、一部は会いにも行っており、当然、何等かの被害に遭っている者もいる。両親に、「知らない物が増えているでしょ。子どもの財布を見たことがありますか。」と言っても、気付いていない。子ども達の世界では、「援助交際は何かだめなのというモラル」というものもあ

って、性の問題の深刻さは現場で感じた。

デートDVという言葉があるが、高校生位から男の子が女子高生に暴力をふるうそうだ。

何度も殴られても、ふられたらまたひとりになるという理由から我慢をする。暴力を受けても離れないというようなこともある。

教育委員会時代には、統計などからいろんな問題を見てきたが、現場の校長をしていれば、このような問題は嫌というほどぶつかるし、なんとかしなければと思っていた。

奈良県の事件などは衝撃的であったが、小学生が声をかけられたり、被害に遭うことも多いと思う。

そういう実態だから、検討することの必要性は十分感じている。

居住地等の届出制度という記載もあるが、これが一番の問題だと思う。希望者にするのか、全員に義務付けるのか。同様のことが条例化されれば、大阪から他県に行くだけなのか、人権の上からどこまで可能なかどうか。本来、法務省の問題ではないのかなど。

何か手を打たなければならないということで、第1段階、第2段階までは厳しく徹底してやることは賛成だが、居住地等の届出制度については、自分自身はっきりした判断を持っていない。

他の委員の意見も聞いて、自分なりの考えを現時点では、まとめていかなければならないと思っている。

(委員)

私は、児童福祉を中心に仕事をしてきて、児童相談所の所長を数年間していました。近年は児童虐待の問題などの対応を多く行ってきた。

性犯罪と違うが性的虐待など家族の中で起こっている様々問題で、子どもが将来にわたって受けるダメージを考えると、何とか防げたらという思いがある。

児童相談所で非行相談を受けている中で、女子中学生の援助交際などの問題があります。

背景は家庭内の虐待があることが多く、反社会的行動として現れるか、その他の行動としてでるのか、色んな形があるように思う。

そこに至るまでに、予防的な対応がとれないかということで、家庭への支援、学校の連携等の子育て支援、もう少しいえば、地域の中で見守りが重要である。今もいろんな形で連携が行われているが、性に対する問題はプライバシーの問題もあり非常に難しい。

児童虐待から性犯罪につながることも考えられるし、地域活動の中でのトータルな連携を頑張ってすすめていくことが望ましいのではないかと。

子どもの健全な育成を見守るための、民間の支援団体、ネットワークづくりに関わった経験から、行政では困難なところを、民間の力を借りて、民主導でやってもらうことが必要ではないかと。

性犯罪から子どもを守るということが、地域の中で意識されて早い段階で発見されて、通報されることが重要であると思う。

届出制度については、十分議論されるべきだと思うし、他の委員の意見を聞きながら意見を述べていきたい。

社会復帰という支援も大事。支援をどうするかという視点が強く入らないとだめだと思うので、支援をきめ細かくできればいいなという思いはある。

(委員)

少年院に行く機会があって、多数の性犯罪、少年を見る機会があり、精神鑑定などにも携わってきた。その経験から、医療観察法は、心神耗弱ないし喪失になった者で、重大犯罪を犯した者が対象となるが、強姦事案で心身喪失というのがほとんど認められない。結果、この人たちは何も処遇されないまま社会に戻っていく。このままいけば日本はどうなっていくのかという危機感を持ったというのが私の性犯罪者をなんとかしなければいけないと思ったのが始まり。

今の病院で、性犯罪者の治療を始めたが、人も増えたのでNPO法人を作って、今は都内で患者に治療を行っているという状況。

端的に言って、日本は司法先進国家という国と比べて、医学的な観点が完全に欠落している。

例えば警察庁の面接も効果はあると思うが、精神療法の中でも効果があると言われているのが、認知行動療法とよばれるものである。それが全く医療として認められていない。

患者本人が小児性愛を治したいと言っても、保険がきかないということで、門前払いをくらうというのが今の実情。

医学の中には薬物療法もあるが、海外では、子ども医療法を含めた薬物療法が、当然のごとく普通に処方をして治療するというのが当たり前。これも、日本では保険が認められていないので治療することができない。

更に、海外では、新薬の開発も行われているが、日本ではやろうにもやれないというのが現状で、ほんとうに困った状態だなという私の想い。

精神科医の問題かもしれないが、医療で診ようという観点が無い。精神科医にしても、クリニックにきてもらおうと被害者がいる中に、外来にこられたら困るわけで、診たくない。

本当に熱心な先生がいて、ひっそりと診ているのが現状で、正面切って診ることができないというのも問題である。

あとは、司法関係者の問題もあると思われ、裁判所もそうだが、性犯罪を犯した者を処遇していこうという観点が無いために、結局、懲役何年と決まった期間刑務所に入る訳だが、その後の観点が全く無い。長期的な視点が全然無い。この辺りの意識改革は必要じゃないかなと思います。

新しい制度が始まって厳罰化という風になっていますけど、それで終わりじゃない。その後、彼らは社会に帰っていく訳で、地域社会で彼らをどう見ていくのかと発想を変えていかないとどうにもならない。

第4段階の刑期を終えた者に対する対応には、私はむしろ手を打っていかないといけないと思っている。どうやるのかは難しいが、海外の例をみるとドイツ、オランダはそもそも保安処分をやる国なので、日本の体質には合わないと思う。アメリカ、カナダ、ちょっとやりすぎの間はあるが、韓国くらいでしょうか。いずれにせよ、必要なのは、社会内処遇をする以上、医学的な治療と情報公開はセットで考えなければならない。当然、人権の問題もあるので、様々な意見は必要だなと思います。

あと、子どもの虐待というのもあるので言うておくと、加害者の多くは、その人自身が性的虐待を受けていたことが多い。そういう被害者が加害者になるという悪循環が生まれているので、こういうところで食い止めることが、全体の底上げになると思う。

(委員)

私、専門が刑法ということで、弁護士も登録している。精神障がいの問題の話もあったが、今の刑罰制度を考えると仕方のないところがある。

ごく簡単に、いまの刑罰の骨組みについて説明すると、裁判は、犯された犯罪をまず法的に確認して、それにふさわしい刑罰を科す。今の刑罰の仕組みは応報である。

応報というのは因果応報の応報で、目には目を、歯には歯をとというのが基本。

応報は、自分が社会や相手に与えた苦痛以上のものは受けず、上限が決められている。

責任主義と言うが、責任にふさわしい刑罰を受けて、過去の自分の悪行を清算するという考え方。

だから、予防とか改善とかいうのは、応報の枠内で追及されていく。当然、不十分。

今問題になっているのは、将来の危険性。これを根拠に将来何らな行動の制約が可能かどうか。

ここが問題になってくる。先ほど保安処分という言葉がでたが、広い意味での保安処分です。

よって、これで考えるべきは4点ほどある。

対象者というのは、刑の執行を終えており、法的な責任は清算している。この者に対して何を根拠に不利益な処分を科すのかということ。

2番目は、平等原則、法の下での平等で何故、性犯罪者だけにこのような対策を行うのかということ。

3番目には、憲法上の基本的人権があるが、それを制約するのはなぜなのか。移動の自由、居住の自由などだ。

4番目には、何よりも、適正手続き。憲法の31条で「何人も法の適正な手続きによらなければ自由

を奪われない」という規定があるので、これが条例で可能なのかどうか。

大きく分けるとこの4点が特に議論すべき点ではないかと思う。応報の枠内で刑務所の中で改善のプログラムをしている訳であるが、例えば懲役10年なら、10年たつと必ず釈放させなければならず、効果が上がっていないので後10年という訳にはいかない。

社会で何等かの方法を考えることは大いにいいことだろうと思うが、この辺との兼ね合い、どう考えるか、ここは難しい問題になると思う。

(委員)

元々、山形の科学捜査研究所で勤務しており、犯罪捜査というか物を目にして犯罪の捜査を構築していくという発想があり、心理学そのものは目に見えない問題であるが、実際に犯罪の行動の資料化などをやってきました。

性犯罪は、犯罪のタイプとしては、放火、性犯罪においては、他の犯罪とは若干ちがうのではないかという印象を持っている。

もうひとつは、今回の話で、声かけそのものが性犯罪につながるのかということも、何等かの検討、分析をしていかないと分からない部分もあるし、刑期終了者について、どのタイプの性犯罪者に対して、どんな対応をしていくべきかということも検討していかなければならないと考えている。

しかし、現在は、考え方が変わった。というのは、例えば援助交際、出会い系などこういった話になってきますと、これまでの検討文脈は女性側、いわゆる、買い手の男性側の論議はほとんどなされていない状況が窺える。

すなわち、援助交際どっちが悪いのかといえば、お金を出す方が悪く、女性の性をお金で買うという男性が悪いという発想がこれまでは欠落していると考えている。

これは、犯罪者側の行動に関することで、今回の条例というのはある意味革新的なものだと思っており、私も日本は非常に遅れているというのが実感で、何とか変えていこうという一つの力というか経緯というか機会でもあると思っている。

そもそも性犯罪を通じて、日本の文化的社会的背景をもう一度考え直してみる。

刑といういわば、日本社会の文化、あり方を反映しているものだとことを考えれば、この大阪で作ろうとしている条例が、日本の刑法そのものに何等かのインパクトを与えるものであっても私はいいのではないかと考える。

何故かと言うと、強姦そのものが、犯罪として女性のある程度の抵抗がなければなかなか成立しにくいといった日本の実態は改善しなければならないと思っている。

これまでの法、条例は男性、いわゆる男権セクシュアリティを中心に作られており、これをもう一度見直して、被害者側の女性の視点に立つようなものを考えていくというのが今回の部会を引き受けたひとつの信念であり背景である。

刑期終了者に対する対応は、すべての者にというわけではなく、ある意味、暫定的ではあるが非常に必要であると思う。当然のことながら、エビデンスを中心として明らかにされたものに対して、まず対応することが必要ではないかと考えているところ。大雑把ではあるが、私の意見をのべさせていただいた。

(部会長)

それでは、前段の犯罪行為に至らない程度の行為への対応について、声かけへの問題、現状、状況などについて、説明願います。

(事務局)

資料4には、大阪におけるH22年の小学生以下の声かけ等の事案についてのデータと、子どもに不安を与えたり、威迫したりする行為など、子どもに対する行為を、現在法令や条例の規制がかかっているものとそうでないものに大きく分類した表がある。

更に、脅迫、強要、暴行、傷害などの「刑法」、乱暴な行為などの「軽犯罪法」、不安を覚えさせるような卑猥な言動などの「迷惑防止条例」など、現在、法律や条例により一定の規制のかかっている

行為を記載している。

一方で、相手の気を引くような巧みな言葉により、子どもの判断を誤ませたり、虚言を用いて欺くなど「子どもに不安を与える」行為やさらに粗暴性、悪質性の高いいかりをつける、身体または衣服を捕える、すごむ、つきまとうなどの「子どもを威迫する」行為について、現在では何ら法律等の規制がかかっていない行為である。

これらの行為は、犯罪に対する抵抗力が乏しく、犯罪に巻き込まれる可能性が高い子どもにとって、怯え、怖がる行為であり、保護者や地域にとっては、不安をあおる行為でもある。

事務局では、これらの「犯罪行為に至らない程度の行為」について、何らかの対応が必要ではないかと考え、検討項目のひとつに掲げた。

(部会長)

この段階で犯罪行為に至らない程度の行為について、協議をしていきたいと思っているので、今の事務局の説明で、ご意見、ご質問はどうか。

(委員)

先ほど加害者について、元来被害者が多いと言っていたが、学校現場で言っていると過去の被害者、家で親にののしられたとか学校以外でみんなにいじめられたなどがあるように感じる。

いじめられていない子は大きくなってもしじめない。親から一度もぶたれていない子は大きくなってでも人に暴力を振るわない。

性の問題では、どうなるのか。小さな女の子をどう守るのか、中学生の女の子をどう守るかとか、被害者をどうも一方的に女の子に決めつけていると思われるが、その点何かあれば教示願いたい。

(委員)

日本の性的虐待が、実際虐待を受けた者が将来加害者側に回るかというのは、日本ではデータがないが、先ほど言ったのは海外のデータでその統計によると、性的虐待を行った者に性的虐待の経験があるかというのは83%である。

日本については、臨床上の感覚では、性的虐待というのはなかなか告白しにくい問題で、すべて把握できていない。しかし、性的虐待でない身体的虐待、あるいはいじめのような虐待を含めると、同様に8割9割でてくるというのが私の実感である。

(委員)

過去に前立腺がんの病気になったとき、手術をしなければならず、手術までの間、女性ホルモンを投薬された際、一番の特徴は、胸が大きくなる、性欲がなくなったということを知ったことがある。

ホルモンの力は大きいなということを感じたが、医療の分野で、わいせつ、性行為に関する、再犯を犯している可能性が高い者には治療を行うといった研究などはないのか。

(委員)

まず、海外の状況から言うと、認知行動療法が前提にあるというのが当たり前。薬物については、第一選択として、通常抗うつ薬ですが、まずはそれを投与しなさいとなっている。

それは、一般的な暴力を下げる場合が目的である。それがきかない者については、ホルモン療法を行う。

海外では、チャートのようなものができあがっており、MPA、CPAといった脳に直接下垂体に働きかけるようなホルモンが数種類あり、おそらく前立腺がんに使われたのは、MPAと思う。

実は、海外で使われるホルモンの薬剤については、前立腺がんの病名で薬としてはある。ただ、性的目的では保険の適用外になっているという状況。

日本は使うこともできないし、やろうにも厚生労働省に窓口もなく、あえてやるのであれば、自身の診療で、本人の同意等を慎重にとったうえで投与をすると、法律上の問題はおそらくないのではないかと考えるが、当然、化学的去勢というような批判も浴びるので倫理的に社会から言われる可能性はあると思う。

非常にコアな小児性愛者については、ホルモン治療の対象となるような人たちで、効果があがるのではないかと個人的には思う。奈良県下の小学女児に対する殺人事件も、事前にホルモン投薬という治療が確立されていれば、未然に防げた可能性はあったのではないかと感じる。

(委員)

海外では、ホルモン投与に関してマニュアルのようなものが確立されていたと思うが。

(委員)

ある。その基準にしたがって治療ということになる。

(部会長)

少し話を戻して、声かけの説明があったのだが、自由に発言してもらえないか。

(委員)

年少時の性的虐待を受けた経験が問題行動を起こすということであるが、性的虐待を受けた者とそれ以外で問題行動を起こす場合があると思われるが、その点どのように感じられるか。

(委員)

疫学データはあるが、かなり環境的な問題が強いようだ。もちろん先天的な強い性欲、異常な性欲というものもあるが、性犯罪の多くは実際そうではなくて、普段はおとなしくて幼少期にいじめられっこであったりとか、性的被害を受けたとかで性犯罪加害者になるというのが典型的なパターン。

(委員)

犯罪そのものを起こさせないためには、家庭、あるいは環境、それをいかに支援し、充実させるかということが犯罪防止につながっていくのであり、社会環境づくりが必要であると考えます。

その点を踏まえて、今起こっていることにどう対応していくのか、子どもの健全育成を明確に示し、現状にだけ対応するというのではなく、犯罪そのものをおこさせない、そういう家庭環境をどう作っていくかという大きな命題に対して、やれることはないのかということを考えなければならないと思う。犯罪そのものを起こさせないためには、家庭、あるいは環境、それをいかに充実させるかということが犯罪防止につながっていくんだという社会環境づくりが必要であると考えます。

ここをしっかりと踏まえて、今起こっていることにどう対応していくのかという健全育成を明確に示し、現状にだけ対応するというのではなく、犯罪そのものをおこさせない、そういう家庭環境をどう作っていくかという大きな命題に対して、やれることはないのかということを考えなければならないと思う。

(委員)

おっしゃる通り。予防という観点で、幼少期からの性的被害に関する研究が必要で、どういった人が性犯罪者になるかというデータなどは、さすがに海外でもデータ等はないと思う。

一般的な犯罪者とかについては、少し出てきているような状況で、性犯罪についてはこうだということにまでいっていない。

(委員)

ペドフェリア（特異な性欲を持つ者）については、ホルモン治療が有効だということであったが、ポルノビデオを見せるなどである程度、衝動を拡散させ、抑えるということは可能か。

(委員)

アプローチの仕方というのは様々な取組みが発表されているが、誰しもがきちっとしたエビデンスとして効果があると言われているのは、認知行動療法しかないのが現実。

(委員)

アメリカのミーガン法では、性犯罪者は出所した後、住所も顔も身体特徴もすべてオープンになり住むところなくなる、結果、そのような人が集まってコミュニティーを作り、共同で生活をしている。余計に犯罪傾向が進むという研究も見たことがあるが、そういう問題はありうるのか。

(委員)

一般的に、性犯罪者同士が話をすることによって言えるのは、性犯罪者の中でも、パーソナリティ

一に問題がある場合というのは、お互いの知識を入れることによって、更に犯罪をうまくやる、手口を身に付けるということ。それは刑務所の中でも同じことが言えるが、元来パーソナリティーに問題があるケースで、そのような結果になっているかもしれない。

(委員)

ミーガン法自体はあまりうまくいっていない感じ。

おそらく、出所した人を守るという観点がないと、第4段階もうまくいかないと思う。どうもこれといった決定打はないといった感じ。

医療の話は、目からうるこみみたいところがある。

(部会長)

声かけ事案の実際の現場を知っている女性警察官から、声かけに関連する話を伺いたいと事務局に要望し、本日、来ていただいている。今の話で関連するようなことがあれば意見を頂けたらと思う

(府警本部)

子どもが友達と通学途中の事件である。

その子は体が小さく、歩幅も小さいので、集団から少し遅れて歩いていた。当然、前後に他の子ども達が通学しているが、そこで男に声をかけられた。

「どこそこいくの、この場所どこか知ってる」と声をかけられたため列を離れた。そして、強制わいせつの被害に遭った。この時、前の子、後ろの子ともに、その子のお父さんだと思ったと述べている。

現場に行くと、本当にここでという場所で下着をおろされ、陰部を触られ、犯人がウエストポーチに細工をしていて、そこに穴をあけていたと思われるが、そこから陰茎を出して触りながら見せつけたという事案。

子どもも動転し、男が逃走してからまず先生、その後先生はおどろいて保護者に説明、そして保護者が駆けつけてから警察という事案だった。

結果、警察の認知は非常に遅れた。1時間以上たってから警察が到着した。

実は、その以前にも同一犯と思われるような声かけがその地域で発生していた。道聞きである。

しかし、その時は、警察にも地域にも情報提供はなく共有されていなかった。でも、事件は起きた。

事件が起きれば、本人はもちろん、先生も保護者も不安なのは当然ですが、地域に与えた不安が大きかった。また、性犯罪という犯罪の特質上、本人もはっきり言えない。

例えばひったくりであれば、聞き込みも可能であるが、性被害は、「誰がそんなことされたの。触られただけじゃないんじゃないの。」となり、本当に情報も取りづらい。

でも、何かあったということは理解でき、警察官がこんなにパトロールしている、先生も沢山いる、何かあったのではないかと不安だけが増大していくというのを目の当たりにした。

私たちは、前段の声かけから認知でき何等かの対策がとれば、子どもが強制わいせつの被害に遭わなかったのではないかとすごく心残りというか、学校も保護者もそう思ったはずです。

声かけを規制することで、これでは声もかけられない、おはようも言えない、あいさつもできないとの意見もあるが、これだけの犯罪になったときに、本人はもちろん、家庭、地域まで巻き込まれて不安感が増大するということを知っていただけたらと思う。

(委員)

声かけは、犯罪行為に至らないといっても規制することで、地域全体の雰囲気が殺伐とする懸念もあるが、いかがか。

(委員)

強制わいせつは、暴行又は脅迫をもってやるのが実行行為になるが、13歳未満の場合は、暴行・脅迫がなくても、同意があっても強姦及び強制わいせつになる。

私は以前から今のようなケースは、解釈上、甘言をかけた、だます行為をした行為を実行の着手ととれるのではないかと考えていた。

その段階で刑法犯であるという解釈は決して無理な解釈ではないと私は思う。当然、13歳以上と未満で実行の着手が違うというのは当たり前だと思う。

実際にあった強姦事件の判例で、女性をどこかに連れて行って強姦しようと思い、ダンプカーに連れ込む瞬間を強姦の実行の着手だと認定した判例がある。

実質的に考えると、その犯罪の危険性をとらえている。13歳未満も「道教えて、お菓子あげるからおいで」など、これも実行の着手と十分考えてもいいと思う。この辺りを踏まえて、13歳以上と分けるなどの議論も必要じゃないかと思う。

(委員)

基本的に賛成で、私は生まれがアメリカで7歳位までいたが、向こうは非常に厳しく、親が子どもの頭をたたかただけでも通報されるというような社会。日本もそれくらいの危機意識というか、国民全体が意識を持つ必要があって、そういう意味では条例を作ることで啓蒙していくのは非常に価値があると私は思う。

(委員)

確かに、日本社会そのものの在り方の中で防犯に関する活動というものが、非常に地域のボランティアの方々が熱心で和気あいあいという形であり、安易に子どもに声を掛けたりいけないという危機意識も加えていかなければならないところがあるので、社会全体の考え方を変えていかないと難しいという背景も今回の条例についてはあるのかなと思う。

(委員)

奈良に声かけ条例があったと思うが、実際どのようになっているのか。

(事務局)

奈良県の条例は13歳未満を声かけの対象としており、条例をそのまま読ませていただく。

子どもに不安を与える行為の禁止「第11条」

何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所その他公衆が出入りすることのできる場所(以下「公共の場所」という。)又は自動車、電車、乗合自動車その他公衆が利用できる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺いてはならない。となっており、同条には罰則はない。

次に子どもを威迫する行為の禁止「第12条」。

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 言い掛かりをつけ、すごみ、又は卑わいな事項を告げること

二 身体又は衣服等を捕らえ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと

これに違反すれば、30万円以下の罰金となっている。

(委員)

奈良県条例と大阪で考えられていることで、もし相違点があれば。

(事務局)

奈良の条例と基本的には同じ考え方です。

(委員)

奈良ではこの条例ができてから久しいわけだが、条例に何か付随して具体的な件数や事例について教えて欲しい。

(事務局)

確認したが、罰則については、数件適用があったと聞いている。

(委員)

そこは前例になるので、資料化できないか。

(委員)

判例で、もし13歳未満への強姦、強制わいせつで、声を掛けた段階で実行の着手認めるような判例があれば、下級審でもいいので教示願いたい。

(委員)

声かけ以外で気になったところは、携帯で写メをとるという行為であるが。

(委員)

私の経験した例で、20代の小児性愛の男性ですけど、ネット上で女性になりすまして、他の女性の写真をネット上から引用して自分の体などを見せるよと誘い、その代わり相手からも写真を送らせるという手口で、大量の男の子の性器が写った写真を集めたということがあった。ネットだけでも犯罪は可能である。

(委員)

今のケースは児童ポルノ関連の法律で処罰可能だと思いますが、写メはどうしようもないんじゃないかという気がする。

時期は忘れたが、小学生の女の子につきまとして、小さな容器を持って唾をちょうだいと集めて回っていたおじさんがいたという報道があった。ただ、彼はそれだけで満足しているようである。そこから先に進むことはなくて、女兒の唾だけ集めているという異常性欲者であるが、女の子たちにとってみれば非常に不安な行為で近隣にも不安を与えた行為であったと。これはどうか。

(委員)

色んな概念があるが、今回については、検討すべきは声かけに限定するのか、その他も含めるのかであるが、子ども達がこんなことをされて不安に感じたという調査はないか。

(事務局)

子どもに直接アンケートをしたものがほとんどなく、関係機関など調べてみたがなかった。もう少し調査をしてみる。

(委員)

奈良県の条例を見てなるほどと思ったが、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態と明記されている。実際、子どもはあっけらかんとしており、不安かどうか分からないところもあるので、これはよく考えられていると思う。子どもに不安かと聞いてもなかなか答えられないし、断りもできないし、難しいというのはある。ネットでもフィルタリングというものもあるので、何か参考になるところはないか。

(部会長)

それは、犯罪不安感。体感治安若しくは萎縮認知など地域住民の方々に、不安に対する調査がどこかで行われた記憶があるが、これも資料があればありがたい。

以上、声かけ事案は、甘言虚言、いいがかり、すごむ、誇大、つきまとうといったものが、条例と対応するという事で資料としてあげられているし、データもあげられているので、声かけを検討する資料として、十分な資料として考えてもよろしいか。

警察庁で声かけ事案と性犯罪者の態様についてのデータもあったと思うので、確認してもらって、概ねいいかと思うが、いかがか。

(委員)

先ほど言ったが、現行法上で対応可能なものというものもあると思う。

実行の着手であったと認定可能な事案もあると思う。その辺りをどう考えるかということだろうと思う。

例えば条例化するときに、主観的な前提を設けるのか、例えば性犯罪を犯す目的で甘言するとかいうふうに絞りをかけるとか。

あるいは、一般的にすべからず規制するなど色んな方法がある訳で、保護法益をどう考えるかという議論をもう少ししないといけないのではないかと思う。

(委員)

具体的に進めるとなると、判例等々ですか。

(委員)

奈良での実際の数件あるといていたので、具体的にどんなケースがあったのである。

(委員)

条例化というのは非常に賛成である。様々な法律上の問題はあるかもしれないが、成立自体が非常に意義のあるもので、議論をするという意味で是非やってもらいたい。

(委員)

第3段階については矯正施設内の話であるので、基本的には討議をするものではないが、第4段階は、慎重な議論が必要になる。第1段階、第2段階については、追加の資料で議論を継続させることでいかと。

第4段階については、もう少し話し合いをしていきたいと思う。もう一度問題点を整理したいと思うが、そもそもできるのかと。

(委員)

直感的に思うのは、これをやると今の刑罰の制度が根本的に変わってくるだろうと思う。

希望者だけに届出をさせることには問題はないと思うが、強制的にするというのは、結果的に大阪から追い出してしまえとなるのではないかと思う。

場合によっては、希望者という限定でGPSなどを利用するのもひとつかと。希望者であれば、私は可能ではないか、構わないのではないかと思うが。

問題は、刑務所の中で行われている矯正処遇というのは十分ではないので、社会に出た後、どう社会でサポートしていくか、行政としてどういうサービスをするか。そこが重要。

出所した人にも大きなメリットがあればいいんじゃないかと思う。今のままでは、サポートといっても話を聞く位なもので、専門家が話をするとかも現状でないようであるし、犠牲にするもののほうが大きいような気がする。

(部会長)

事務局については、先ほどの4つの視点について、条例を作った場合についてクリアにしなければならない問題かと思われるので、整合性がとれるのかの対比表を検討いただきたい。ここをクリアしないとそもそも議論が進まない。

(委員)

ひとつは第3段階について、連携という意味で聞いている範囲では、法務省から与えられる情報というのは、居住地と名前位であり、刑務所などでどういう治療が行われたのか、診断はどうだったのかなどは全くないと聞いている。この点は、法務省の警察庁の連携がとれていない。

大胆に言うと、議論のある制度を作るかどうかについては、思い切ってえいと作るのがいいのでは。

問題は当然あって、議論も起こると思うが、国民の理解は後からついてくるという信念もいるのではないか。そういう意味でも作ることによって、意義は段々と社会に認められてくるという可能性もある。是非その方向でやってもらえたらと思う。期待も込めて。

(園員)

例えば、韓国において電子足輪法ができて、その時は性犯罪者だけに限定していた。その後、法改正があって、性犯罪以外の犯罪にもどんどん拡大されている。法律というのはそういう傾向もある。

最初の理論で制定しても、解釈によって広がっていくこともあるし、改正になると当初の立法精神を超えてどんどん広がるということもあるので、その辺り慎重に考えた方がいいのではと思う。

結局は、自然と法の精神を超えているので、慎重に考えたいと思う。

(委員)

飲酒運転の集中取締りをしたことで、飲酒運転が激減したと思うが、このように一回やると劇的な効果を生むということもある。

(部会長)

所用で遅れていた先生がこられた。議論が進んでしまったが、初回でもあるので、意見をうかがえないか。

(委員)

出席が遅れてしまい申し訳ない。この件は、重大なことだと認識している。最初の議論に参加できなかったこともあるので、その点しっかりと聞かせてもらって、今後、意見をのべさせていただく。

(委員)

論議のための資料として、奈良の事例の件と、アメリカのミーガン法の状況を資料化して欲しい。

ミーガン法的にやると問題がでてきますので、むしろ刑期を終了した人のメリットという話もあったので、この辺りも出して欲しい。

最終的に目指すところは、性犯罪者が性犯罪者にならないんだというところを明確に打ち出すようなものであればいい。

(委員)

これは一般国民に批判を浴びると思うが、性犯罪者に対しても社会復帰支援は必要だと私自身は思っていて、何故そのような人たちに税金投入するんだと怒る人もいると思うが、やらなければ再犯防止というのは成り立たないと思っている。

(委員)

これも一種の病気だという観点も重要か。

(委員)

かなりの人に病名はつくと思う。

(委員)

社会に出てきてからではなくて、矯正施設内でどうにかできないのか。

(委員)

まず、刑務所内の性犯罪対策プログラムには、医師は全く関与しておらず、一般の法務教官が自分でみずから学んでやっているという状況で、治療の観点は全く入っていない。

(委員)

ちなみに、ホルモン療法とかについて付け加えると、治療の可能性はどうかを検討してくれということで、資料を提供したことがある。結局、施設内で仮に改善したとしても、社会に出た後に継続できないということで、全部だめになったというのが実情で、社会内処遇をやらない限り、これはどうしようもない。病名があれば通院は可能だが、治療に対する保険が認められていないので、正しい治療には導けない。

(委員)

病名がつくと、責任能力にどう関わってくるのか。

良く聞くのは、乾きの欲求と性の欲求は制限が難しいと。小児性愛者であれば、欲求をおさえるのが非常に難しいと。自らコントロールが難しいと責任能力の問題にかかわってくるのではないかと思うが、その辺りはどう考えているか。

(委員)

実際に、精神鑑定を行って、性犯罪者に責任能力がないなどと判断されることは、ほとんどないのが現状。

仮に統合失調症だといっても、それで心身喪失などが全部認められるわけではないので、その延長で、性犯罪者は難しいと思う。聞くところでは、ドイツで、小児性愛者に脳の扁桃体などといったところが一般の人に比べて著しく縮小しているというデータが出て、責任能力を争っていったと問題になったということはあったが。

(部会長)

この論議をする際に、何等かの形で資料化ができないか。つまり、これまでの医学的な話しを基に、いわゆる一般的な性犯罪者の特質と医学的な特質はどのようなものであるといった共通認識は必要で

あるので、資料化していただきたい。非常に重要なところ。

あと諸外国の対応。結局、日本でも諸外国のような形で導入しなければ、うまくいかないだろうということもあるので、事務局でまとめてもらいたい。

(委員)

いいと思うのは、アメリカよりもカナダとイギリスか。保安処分の国はリスクがないと判断されるまで裁判所が出さない国なので日本には合わない。アメリカは州によって法律が全然違うので、議論がしづらい。あとは、韓国。

(委員)

予算の問題はどうか。

先ほどから治療が重要であるという発言があるが、大阪府のどこかに性犯罪者を専門に治療するような病院を作る可能性があるのかどうか。それでも違ってくると思う。

(事務局)

病院をつくるというのは基本的に難しい。新規の予算がなかなかつけられないというのが現実である。必要性により、予算要求はしていけるとは思うが、病院建設だとか、いきなり治療に対して補助をするというのは正直なところ現実的には難しいかなと思っている。

(委員)

がんの治療でのホルモン治療から、性犯罪者に対するホルモン療法が必要であると思うし、やはり医療的な対応が必要であると。医療の問題は非常に大事だと思うので、何か方法は考えられないのか。

(委員)

そういうことであれば、治療施設をしっかりと作ってもらおうと全然ちがうだろうと思う。

そうなれば、法務省との連携もとれてくるようになるし、全部がうまく回るような気がする。

それが無理でも、何か支援をするような施設というものでもいい、病院までいなくても。

(事務局)

極めて確信に迫る議論に入っている、行政を預かる者として、予算の限界を言ってしまうと思考停止する。これは決して可能性を捨てているものではない。ただ、大阪、関西圏は首都圏に比べると、マンパワーを含め機能的にこの種の事案に対応できる資源がどの程度見出せるのか、なければ医療的なケア、日本の医療制度を変革するきっかけを何等かの形で提起できるような問題提起もしながら、大阪府なりにできる方策を最後まで追求していきたいと考えている。

(委員)

今の話は重要で、これだけの予算があればここまでできるというモデルを作成していただきたい。

最終的には病院というものがあればいいが、例えば人的にこのような人たちの育成、精神科医の方々のスキルアップなどいろいろあると思うので。

予算なくして、条例は難しい。予算も獲得するという心意気でないと、子どもは守れないと思う。

(委員)

何年前かに韓国のワンストップセンターを視察にいったことがある。それは性犯罪被害者のための施設で、ソウルの警察病院の一室にあり、性犯罪が起こると治療から、被害調書から、証拠の採取、カウンセリング全部そこで済んでしまう。専門家がそこにやってくる。そこには女性警察官が2名ないし3名常駐し、医者がやってくる、弁護士がやってくる、全部そこで済んでしまう。

それも最初は、ボランティアから始まった。大阪で、このようなものができればこれは画期的なことになると思う。

大阪にはSACHICOがあるが、今回は、性犯罪者についての施設というかサポート施設。これがあれば、全国に先駆けて画期的、歴史的な施設になると。

(事務局)

先ほどのこれくらいの予算で何ができるということだが、問題は出所後どういったことができるのかということ。大きな希望としては施設などを作るということもあるが、それはすぐにできなくて

も、それこそ何年後にこういうものを作りたい、今だったらこうだと。

出所後の対応として、何ができるのかを多方面の意見を聞きながら、現在そして数年後と状況を見ながら、予算面からも考えることになると思う。何ができるかというところで考えていきたい。

(委員)

何段階かのモデルを作っていただきたい。こういう場合は、これだけの予算がかかると試算していただければと思う何をやるにしてもお金はかかる。

基本的にこの条例を作ったときに、府民の方々からどれだけのお金がかかるのかという質問も当然でてくると思うので、こんなアイデアのときにはこれだけのお金がかかるという試算を出していただき、最終的には府の施設というモデルをお願いできないか。

(委員)

海外の状況をみると、情報公開をして地域住民を自分たちでどう守るか、情報公開をどの程度するのか、ホームページにのせるのか、警察に直接提供するのかというあたり。

あとは、性犯罪者への広い意味での支援で、一番手厚くするのであれば医療施設を作るということになるが、そこまでいかないのであれば、何等かの支援のやり方を考える。そこでできるのはどこまでなのかということを考えればいいのでは。

(部会長)

概ね話をまとめると、今後の討議として、性犯罪の暗数と再犯率の問題については、何等かの形で準備していただきたい。

条例化する際に、法律、憲法との対比などから、どういう問題があってどうすればクリアできるかも考えていただきたい。

それから、韓国、ミーガン法の現状といったものも資料化していただきたい。

いわゆる性犯罪者の医学的な話もあったが、その辺りもまとめていただくということによろしいか。

それと第3段階のところですが、刑務所などに働きかけてもらって、どういったことをやっているのかとか、情報開示はできるのかなど聞いていただきたい。

もし、性犯罪者処遇プログラムに携わっている大学教授などからでも何か情報が得られるのであればお願いしたい。

では、本日の議事を終了させていただく。司会に返しします。

(司会)

これもちまして、第1回大阪府青少年健全育成審議会第4部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

なお、次回の日程等につきましては、後日、改めて通知させていただきますので、よろしくお願ひします。